

社会福祉法人 広成福祉会

ケアプランセンター 香里寿苑

# 運 営 規 程

## <目 次>

第 1 条 (事業の目的)	3
第 2 条 (運営方針)	3
第 3 条 (事業所の名称及び所在地)	3
第 4 条 (職員の職種、員数及び職務の内容)	4
第 5 条 (営業日及び営業時間)	4
第 6 条 (通常の事業の実施地域)	4
第 7 条 (指定居宅介護支援の提供方法及び内容)	4
第 8 条 (利用料等)	5
第 9 条 (守秘義務)	6
第 10 条 (身体拘束等の適正化)	6
第 11 条 (事故発生時の対応)	6
第 12 条 (感染症対策)	6
第 13 条 (業務継続計画の策定)	6
第 14 条 (虐待防止に関する事項)	6
第 15 条 (記録の整備)	7
第 16 条 (苦情処理)	7
第 17 条 (契約期間)	7
第 18 条 (契約の終了)	7
第 19 条 (会計の区分)	8
第 20 条 (法令との関係)	8
第 21 条 (その他運営に関する重要事項)	8

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人広成福祉会（以下「法人」という。）が設置経営する、ケアプランセンター 香里寿苑（以下「事業所」という。）において実施する、指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態の利用者からの相談に応じ、その心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の適切な指定居宅介護支援サービスを提供することを目的とする。

### (運営方針)

第2条 事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮したものとする。

- 2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき適切な保険医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
- 4 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
- 5 事業を行うにあたっては、利用者の所在する市町村、在宅介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設との連携に努める。
- 6 事業の実施にあたっては、事業所の従業者によってのみ行い、第三者への委託は行わないものとする。
- 7 前6項の他「寝屋川市指定居宅サービス事業者等の指定並びに指定居宅サービス等の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

### (事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ケアプランセンター 香里寿苑
- (2) 所在地 寝屋川市寿町32番20号

#### (職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 この事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤・主任介護支援専門員)  
事業所における介護支援専門員、その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他業務管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定居宅介護支援事業の実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。
  - (2) 介護支援専門員 2名(常勤2名のうち、1名はデイ相談員と兼務)  
要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。
- 2 前項に定めるものの他必要ある場合は、定員を超え、またはその他の職員を配置することができる。

#### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日、営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 事業所の営業日、営業時間
  - ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。  
但し、年末年始12月31日から1月3日は休日とする。
  - ② 営業時間 午前9時00分から午後18時00分までとする。
- (2) 事業所は、上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制をとるものとする。

#### (通常の事業の実施地域)

第6条 通常の事業の実施地域は、寝屋川市と枚方市とする。

#### (指定居宅介護支援の提供方法及び内容)

第7条 「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)」第12条及び第13条に定める取扱方針を遵守するものとし、指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

- (1) 利用者からの居宅サービス計画作成依頼等に対する相談対応  
当事業所相談室及び利用者の居宅において行う
- (2) 課題分析の実施
  - ① 課題分析の実施にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に

面接して行うものとする。

- ② 課題分析の実施にあたっては、利用者の生活全般についての状態を十分把握し、利用者が自立した生活を営むことができるよう支援するうえで、解決すべき課題を把握するものとする。
  - ③ 使用する課題分析票の種類は居宅サービス計画ガイドライン方式とする。
- (3) 居宅サービス計画原案の作成  
利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを利用するうえでの留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。
  - (4) サービス担当者会議等の実施  
居宅サービス計画原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者を招集した、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画原案の内容について、担当者から専門的見地からの意見を求めるものとする。
  - (5) 居宅サービス計画の作成  
介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。
  - (6) サービス実施状況の継続的な把握及び評価  
居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況や利用者についての解決すべき課題についての把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
  - (7) 月1回の居宅訪問  
月に1回以上、利用者の居宅を訪問し、上記の居宅サービス計画作成、実施状況の把握、評価、相談業務に応じることとする。

#### (利用料等)

第8条 居宅介護支援の利用料その他の費用の額は次のとおりとする。

- (1) 法定代理受領以外の利用料は、厚生労働大臣が定める基準（告知上の報酬額）によるものとする。
- (2) 提供した指定居宅介護支援について法定代理受領以外の利用料の支払を受けた場合、領収書及び指定居宅介護支援提供証明書を交付する。

#### **(守秘義務)**

第9条 事業者、介護支援専門員及び事業所の使用する者は、指定居宅介護支援を提供する上で知り得た利用者及び家族に関する秘密を漏らしてはならない。また、秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じる。この守秘義務は、契約が終了した後も継続する。

#### **(身体拘束等の適正化)**

第10条 事業の実施に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないものとする。緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その際の利用者の心身の状況並びに態様や時間・理由を記録する。

#### **(事故発生時の対応)**

第11条 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに保険者である市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、指定居宅介護支援の提供により事業所の責に帰すべき事由による利用者に見られた損害については、賠償する責任を速やかに行う。  
但し、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合がある。

#### **(感染症対策)**

第12条 事業者は、感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、結果を従業者に周知する他、指針を整備し、従業者に対する研修や訓練を定期的実施する。

#### **(業務継続計画の策定)**

第13条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該計画に従って必要な訓練及び研修を定期的実施する。当該計画は従業者に対し周知徹底する他、定期的に見直しを図る。

#### **(虐待防止に関する事項)**

第14条 事業所は、利用者の人権を擁護・虐待防止等のため次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の発生又はその再発を予防するための委員会の開催、指針の整備
  - (2) 従業者に対する虐待を防止するための研修の実施
  - (3) 虐待に関する担当者の選任
  - (4) 利用者及びその家族からの虐待等に関する苦情処理体制の整備
  - (5) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

#### (記録の整備)

第15条 事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する諸記録を整備し、サービスを終了した日から5年間保存するとともに、利用者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付するものとする。

#### (苦情処理)

- 第16条 指定居宅介護支援の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業者は、提供した指定居宅介護事業に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
  - 3 事業者は、提供した指定居宅介護支援に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

#### (契約期間)

- 第17条 利用者との契約期間は、契約締結日から利用者の要介護認定の有効期間満了までとする。
- 2 契約満了日の7日以内までに、利用者から事業者に対して、契約終了の申出がない場合、契約は自動更新されるものとする。

#### (契約の終了)

第18条 利用者は、事業者に対して通知することにより、いつでも契約を解約することができるものとする。

- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して契約終了日1ヶ月前までに理由を示した文書で通知することにより、契約を解約することができるものとする。この場合、事業者は当該地域の他の指定居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供するものとする。
- 3 事業者は、利用者又はその家族等が、事業所や介護支援専門員に対して契約を継続し難いほどの不信行為を行った場合、文書で通知することにより、契約を解約することができるものとする。
- 4 次の事由に該当した場合は、契約は自動的に終了する。
  - (1) 利用者が介護保険施設に入所した場合
  - (2) 利用者の要介護認定区分が、自立と認定された場合
  - (3) 利用者が死亡した場合

#### (会計の区分)

第19条 事業所は、指定居宅介護支援事業の事業会計と、その他の事業会計とを区分する。

#### (法令との関係)

第20条 この規程に定めのないことについては、介護保険法並びに厚生労働省令等に定めるところによる。

#### (その他運営に関する留意事項)

- 第21条 事業所は、従業員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。
- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
  - (2) 継続研修 年1回
- 2 事業所は、職場において性的な言動又は優越的關係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針等の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
  - 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人広成福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### (附則)

この規程は、平成18年2月1日より施行する。  
この規程は、平成20年4月1日より施行する。  
この規程は、平成20年7月4日より施行する。



この規程は、平成21年5月1日より施行する。

この規程は、平成23年1月1日より施行する。

この規程は、平成25年4月1日より施行する。

この規定は、令和3年4月1日より施行する。

この規定は、令和6年4月1日より施行する。